

## 施設等利用給付認定について

### ○幼児教育・保育の無償化

認可外保育施設（企業主導型保育所を除く。）にのみ在籍しているこども又はいずれの保育施設にも在籍していないこどもで、「保育を必要とする事由」がある場合は、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業（以下「認可外保育施設等」という。）の利用料を一定の範囲で無償化しています。無償化の対象となるためには、施設等利用給付2号又は3号認定を受ける必要がありますので、市に施設等利用給付認定申請をしてください。

※施設等利用給付2号認定又は3号認定を受けた日以降の認可外保育施設等の利用料を無償化します。**申請日以前に遡及して認可外保育施設等の利用料を無償化することはできません。**

### ○施設等利用費の月支給上限額

施設等利用給付2号認定 月額3,7万円まで

施設等利用給付3号認定 月額4,2万円まで

※月の途中で施設等利用給付認定が開始又は終了する場合の施設等利用費の月支給上限額は日割り計算となります。

### ○施設等利用費の支給方法

認可外保育施設等の利用料はお支払いいただきます。

その後、施設等利用給付認定の有効期間に利用した認可外保育施設等の利用料を3か月分ごとに市役所が支給（償還払）します。

### ○施設等利用費の請求方法（3か月分ごとに請求）

- ① 特定子ども・子育て支援提供者に「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書」を発行依頼し、取得する。
- ② 「施設等利用費請求書」を市ホームページからダウンロード又は保育所幼稚園課で取得する。
- ③ 「施設等利用費請求書」に必要事項を記入し、「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書」を添付して、保育所幼稚園課に持参又は郵送で請求する。

### ○申請事項に変更が生じる場合（出産、離職、転職、離婚、再婚など）

施設等利用給付認定・変更申請書及び保育を必要とする事由を証明する書類（離職の場合は離職票の写しなど離職日の分かるもの・離婚又は再婚の場合は戸籍謄本の写し）を提出してください。

**雇用期間中であっても産前産後休暇や育児休業を取得する場合は、保育を必要とする事由が「就労」から「妊娠・出産」や「育児休業中の継続利用」に変更となります**ので、御留意ください。

### ○保育を必要とする事由が消滅した場合

施設等利用給付認定・変更申請書を提出してください。添付が必要な書類は随時確認してください。

**保育を必要とする事由が消滅したにもかかわらず、施設等利用費を受給した場合は、施設等利用費を返還請求します。**

### ○市外に転出する場合

施設等利用給付認定の有効期間において**松江市外へ転出した場合は、認定取消となります**。事前に保育所幼稚園課へ申し出てください。

### ○施設等利用給付認定現況届の実施

施設等利用給付認定の有効期間において保育を必要とする事由が継続しているかの確認を毎年行いますので、御承知おきください。

主な保育を必要とする事由		施設等利用給付認定の有効期間
就 労	1 月当たり 48 時間以上労働することを常態として いる。 ※産前産後休暇又は育児休業を取得している期間 は、保育を必要とする事由は「就労」にはなりません。	認定起算日から最長で施設等利用給付 認定こどもが小学校就学の始期に達する までの期間 ※有期雇用の場合は雇用満了日が属す る月の末日までの期間となります。
妊 娠 ・ 出 産	妊娠中であるか又は出産後間がない。	出産予定日前 8 週(多胎児は 14 週)の 初日が属する月の認定起算日から、出産 日(出産予定日で認定した場合は出産 予定日)から起算して 8 週を経過する翌 日が属する月の末日までの期間
疾 病 ・ 障 がい	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身 体に障がい有しており、保育困難である。	認定起算日から最長で施設等利用給付 認定こどもが小学校就学の始期に達する までの期間
常 時 介 護	同居の親族を常時介護している。 ※被介護者が介護保険制度の要介護状態区分に おいて要介護 2 以上又は重度障がい有する場 合のみ対象となります。	同上
常 時 看 護	同居の親族を常時看護している。 ※被看護者が乳児(0 歳)の場合は、家庭において 必要な医療的ケアが常時必要でなければ保育の 必要性は認められません。	同上
求 職 活 動	求職活動を継続的に行っている。 ※教育・保育給付認定又は施設等利用給付認定 のいずれかで年度内に 1 回のみ認定します。ただ し、求職活動による認定後、就労で変更認定を受 けてから離職した場合に限り、同一年度内に 1 回 のみ再度認定します。 ※求職活動で認定を受けた翌年度に求職活動で 再度認定を受ける場合は、以前の有効期間から 1 か月以上の期間を空ける必要があります。	認定起算日から、同日から起算して 75 日を経過する日が属する月の末日までの 期間 ※求職活動の回数は世帯で勘定し、兄 弟姉妹が既に求職活動で認定を受け ている場合は、当該認定の有効期限ま でとなります。
就 学	学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校 その他これらに準ずる教育施設に在学している。	認定起算日から最長で保護者の卒業予 定日が属する月の末日までの期間
職 業 訓 練	公共職業能力開発施設などにおいて行う職業訓練 を受けている。	認定起算日から最長で保護者の修了予 定日が属する月の末日までの期間
育 児 休 業 中 の 継 続 利 用	育児休業を取得する前から就労により継続して預 かり保育又は認可外保育施設を利用(認可保育所 と同程度の継続的な役務の提供であること)し、 <u>出 産後も継続して利用</u> している。 ※一時預かり保育、一時預かり事業、病児保育事 業及び子育て援助支援事業は適用されません。	認定起算日から保護者の育児休業が満 了する日の属する月の末日までの期間又 は当該育児休業に係るこどもが満 2 歳に 達する日の属する月の末日までの期間の いずれか短い期間

※施設等利用給付認定の有効期間は施設等利用給付 2 号認定の場合を記載しています。